

えひめ森林公園に係る指定管理者候補者の選定結果について

令和 5 年 11 月 10 日
森林整備課

えひめ森林公園について、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間の指定管理者候補者を選定したのでお知らせします。

なお、今回選定した団体については、令和 5 年 12 月定例県議会での指定の議決を経た上で、指定管理者に指定する予定です。

1 選定団体

伊予鉄総合企画株式会社

(所在地：松山市三番町四丁目 9 番地 5)

2 募集の概要

- (1) 募集要項の配布 令和 5 年 8 月 1 日（火）配布開始
- (2) 申請書の受付 令和 5 年 9 月 22 日（金）～9 月 29 日（金）
- (3) 応募の状況（申請者名、申請順）
 - ・伊予鉄総合企画株式会社
 - ・愛媛県森林組合連合会

3 審査の状況

(1) 審査会の設置

候補者の選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する「えひめ森林公園指定管理者候補選定審査会」において審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告した。

〈審査会委員〉

氏名	役職	備考
杉森 正敏	愛媛大学副学長	会長
川瀬 久美子	愛媛大学教育学部准教授	
峯本 陽子	愛媛県教育委員会委員	
宮川 晶子	宮川会計事務所 代表取締役	
西田 伸生	愛媛県農林水産部森林局長	副会長

(2) 審査会開催状況

- 開催日時 令和 5 年 10 月 16 日（月） 9：10～12：00
出席委員数 4 名
内 容
 - ・審査方法等の確認
 - ・第 1 次審査（書類審査）
 - ・第 2 次審査（面接審査）
 - ・審査結果まとめ

(3) 選定基準等

ア 選定基準

- ・ 施設の管理を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。
- ・ 施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものであること。

イ 審査内容

選定基準	審査ポイント		審査の視点	配点
1 森林公園の管理を適正かつ確実にを行うことができるものであること。	1 法人の状況	(1) 適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の目的及び役員等の状況等からみて、森林公園の管理運営を行う指定管理者としてふさわしい団体といえるか。 ・ 一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。 	5 必須
		(2) 管理運営能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な管理運営を行う経営基盤、能力があるか。 ・ 事業実施状況、収支状況等からみて、森林公園の管理運営を確実にに行い得る能力を有しているか。 ・ 類似施設の運営実績があるか。 	5
	2 管理運営の方針等	(1) 応募動機	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような経営理念を有しているか。 ・ 応募動機が「森林の持つ公益的機能と林業に対する理解を深めるとともに、保健及び休養の場を提供する」という森林公園の設置目的に沿っているか。 ・ 管理運営への意欲、熱意があるか。 	5
		(2) 基本方針 ①施設等の利用 ②施設等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用許可方針は適正か。 ・ 利用者のニーズに沿った運営を実現するための工夫が凝らされているか。 ・ 利用拡大に向けた積極的な取り組みが計画されているか。 ・ 効率性及び安全性を考慮した方針となっているか。 ・ 経費の縮減が図られているか。 	10
2 森林公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。	1 管理運営に関する実施計画の内容	(1) 管理運営に関する業務 ①窓口業務 ②施設等の利用許可業務 ③活動支援業務 ④利用促進業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適かつ効率的に利用してもらうための方針となっているか。 ・ 積極的に案内業務を行うための工夫が凝らされているか。 ・ 適切な案内業務を実施するためのスタッフ体制その他が期待できるか。 ・ 平等な利用が確保されているか。 ・ 事業内容に、新規性、独創性など工夫や努力が見られるか。 ・ 実現可能な計画となっているか。また、十分な効果が期待できるか。 ・ リピーター確保策等、安定利用に向けた積極的な取り組みが計画されているか。 	20
選定基準	審査ポイント		審査の視点	配点

		(2) 施設等の維持管理に関する業務 ①施設保守管理業務、②保守点検業務、③備品管理業務、④植栽管理業務、⑤清掃業務、⑥保安警備業務、⑦その他業務	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針は、利用者の快適性、安全性を確保するものとなっているか。 各個別事項の実施方法は、秩序維持、事故防止等の森林公園の適切な対処が図られているか。 森林公園の機能が常に発揮されるための計画内容となっているか。 実現可能な計画となっているか。 また、十分な効果が期待できるか。 	20
	2 人員体制	(1) スタッフ体制 (2) 勤務体制、夜間体制	<ul style="list-style-type: none"> 適正な管理運営を行う人員体制を有しているか。 事業計画を確実に実施できる体制となっているか。 勤務のローテーションや夜間の体制等は、無理なく適切に計画されているか。 	20
	3 収支計画	(1) 業務の実施経費 (2) 維持管理経費	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画は現実的かつ具体的か。 事業計画を確実に実施するために必要な経費積算となっているか。 経費縮減に対する積極的な取組みが計画されているか。 その他管理運営に必要な配慮がなされているか。 	10
	4 その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域やボランティア団体等との連携が図られているか。 事業評価（セルフモニタリング）実施計画の効果が期待できるか。 開園時間等及び休園日等は適切かつ効果的か。 	5

(4) 審査会での審査結果及び指定管理者候補者の決定について

〔審査会の選定結果〕

審査会では、次のような理由から、伊予鉄総合企画株式会社を第1位（88.8点／100点満点）とした。

- ・ 提案内容が具体的で、意欲と熱意が感じられる。
- ・ 指定管理実績が豊富で、「とべもり+」を含めて、他管理施設間を連携させるアイデアがあり、ノウハウを活かした来園者の増大を見込むことができる。
- ・ 民間企業であり、経営の観点で経費節減を図りながら、迅速な対応が期待できる。
- ・ 森林に対する知識は、これから関係者の協力を得て補い、最終的に良い運営を行ってほしい。

〔指定管理者候補者の決定〕

愛媛県では、審査会での選定結果報告を受けて、総合的に検討し判断した結果、伊予鉄総合企画株式会社をえひめ森林公園の指定管理者候補者に決定した。